

議第158号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、京都市建築審査会の同意を得なければならない。

第9条中「又は大規模の模様替え」を「、大規模の模様替え又は用途の変更」に改め、「第4号」の右に「並びに第87条第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

地区計画の区域内における建築物の制限に関する規定の適用を除外する場合に既存の建築物の用途の変更をする場合を加える等の必要があるので提案する。